二九五	砂防法第二条の土地を指定する件	二二		七
二九六	国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則第二十二条第一項第二号の船舶の航行に伴い生ずる廃棄物及び同項第三号の船用品を定める告示	二二		七
二九七 二九八	砂防法第二条の土地を指定する件	二三		四
二九九	登録基幹技能者講習の登録を行う件	二四		四
三〇〇	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示	二五	75	四七
三〇一―三〇七	高速自動車国道に関する件	二九		七
三〇八	砂防法第二条の土地を指定する件	三〇		七
三〇九	河川法施行規則の規定に基づく登録事項の変更の届出に伴い登録する件	三〇		七
三一〇	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件	三一		一〇
三一一―三一四	船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件	三一		一〇
三一五―三一八	船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件	三一		一一

○国土交通省、環境省

一	昭和四十六年厚生省・建設省告示第二号の一部を改正する件	一		九

○観　光　庁

四	旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件	二		六

○海難審判所

一	海技免状の無効を宣する件	三一		一一

○原子力規制委員会

四	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示	一	54	一九六
五	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明変更承認の件	一八		八
六	原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件	二三	71	二四

○防　衛　省

五六	海上における射撃訓練を実施する件	四		六
五七―六一	〃	九		七
六二	海上における空対空射撃訓練を実施する件	一〇		八
六三―六八	海上における射撃訓練を実施する件	一二		一〇
六九	アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件	一二		一〇
七〇	海上における射撃訓練を実施する件	二五		三
七一 七二	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二五		三
七三―七六	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	二五		三
七七―七九	海上における射撃訓練を実施する件	二九		八

○東北地方整備局

一六	道路に関する件	一		九
一七	建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件	五		六
一八	道路に関する件	五		六
一九	〃	八		一〇
二〇	〃	一八		八
二一	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	一八		八
二二	道路に関する件	三〇		七
二三	〃	三一	80	四三

○関東地方整備局

九 一〇	利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	一		一〇
一一	道路に関する件	一〇		八
一二 一三	〃	一一		七
一四	宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件	一一		七
一五―一七	道路に関する件	一七		七
一八	都市計画に関する件	一八		九
一九―二三	道路に関する件	一九		八
二四	〃	二二		七
二五	〃	二三		五
二六	都市計画に関する件	二九		九

○中部地方整備局

一五―一七	道路に関する件	三一	80	四三

○近畿地方整備局

一六	道路に関する件	二		六
一七	〃	五		六
一八 一九	〃	一〇		八
二〇	〃	一二		一一
二一 二二	都市計画に関する件	二五		四
二三 二四	道路に関する件	二五		四
二五 二六	〃	三一	80	四四

○中国地方整備局

一八	道路に関する件	五		六
一九―二二	〃	九		八
二三	〃	一一		七
二四 二五	〃	一七		七
二六	〃	一九		八
二七	〃	二四		五
二八	〃	三〇		七

○四国地方整備局

一二	道路に関する件	五		七
一三 一四	〃	一七		八
一五	〃	二九		九

○九州地方整備局

六	道路に関する件	一		一〇
七	川内川水系川内川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件	一		一〇
八	球磨川水系球磨川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件	一		一〇
九	筑後川水系筑後川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件	一		一〇
一〇―一二	道路に関する件	一六		六
一三―一五	〃	一九		八

○北海道開発局

二七―三〇	道路に関する件	五		七
三一―三六	〃	一二		一一
三七	〃	二三		五
三八―四二	〃	三〇		七

○沖縄総合事務局

六	道路に関する件	一九		九